

徳島県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	徳島健康生活協同組合
主たる事務所の所在地	九 徳島市下助任町四丁目
指定に係る事業所の名称	健生阿南診療所
指定に係る事業所の所在地	一一 阿南市津乃峰町新浜
事業の種類	ヨン 介護予防通所リハビリテーション
指定年月日	令和元年六月十九日